

第7回 雲仙市景観審議会議事録

日 時 令和3年7月7日（水）14時00分～15時30分
場 所 吾妻町ふるさと会館 2階 研修室1

第7回 雲仙市景観審議会議事録

1. 開催日時：令和3年7月7日（水）14時00分～15時30分
2. 開催場所：吾妻町ふるさと会館 2階 研修室1
3. 議題
 - (1) 雲仙市景観計画事業について
 - ①景観絵画コンクール
 - ②雲仙ふるさと景観百選フォトコンテスト
4. 出席委員（11名）

中村靖人、寺田満茂、馬場保、中村篤、村上智恵子、古川鶴、大久保正美、
鮫島和夫、松本敏子、平川範貴、服部恭也
5. 議事内容
以下のとおり

【1. 開会】

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまより第7回雲仙市景観審議会を開会いたします。
それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。

【2. 部長挨拶】

(事務局)

建設部長 荒木 正が、ご挨拶申し上げます。

— 建設部長挨拶 —

(事務局)

大変申し訳ございませんが、荒木部長は公務のため、ここで退席させていただきます。

【3. 議事】

(事務局)

それでは、議事に移ります。
議事につきましては、中村会長に進行をお願いいたします。

(会 長)

まず始めに、第7回雲仙市景観審議会の成立について確認いたします。
本日の出席者について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

本日の出席者は、委員13名のうち、11名の出席であり、審議会の成立要件は、委員総数13名の半数以上の出席であります。
よって、雲仙市景観条例施行規則第5条第5項の規定により、本審議会が成立することを報告いたします。

(会 長)

次に、議事録の作成についてお諮りしたいと思います。
会議の次第を資料として保存しておくため、議事録を作成し、会長と議事録署名人1名が署名することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

なお、議事録署名人につきましては、原則、委員名簿の順番による会長の指名とさせていただきます。

それでは、議事録を作成することとし、議事録署名人として、今回は、鮫島委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(鮫島委員了承)

それでは、議事に移ります。

議事1「雲仙市景観計画事業について」①景観絵画コンクールについて、事務局より説明をお願いいたします。

— 事務局説明 —

ただいま事務局より説明がありましたが、景観絵画展につきまして、今年度の応募後の展示方法や次年度の実施に向けて、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(委員)

展示会について、各小学校の作品を地区で分けてそれぞれの会場に展示していますが、昨年度観覧に行った際、市民の方から他の会場に展示している作品や表彰作品を見たいとの声を聞きました。全作品をひとつの会場に展示するのは、作品数が多いため難しいと思いますが、表彰作品については、すべての会場で観覧できるようにした方が良いのではないのでしょうか。

(事務局)

全作品をひとつの会場に展示するのは、作品数が多いため難しいと考えています。表彰作品28点については、すべての会場で展示できないか検討いたします。

(委員)

表彰作品をすべての会場で展示する場合は、作品の原本をカラー印刷したものを他の会場に展示すれば、作品が移動の際に傷む心配がないと考えます。また、ユポ紙を使用すれば耐水性も確保することができるため検討してみたいかでしょうか。

(事務局)

承知いたしました。予算をもとに実施可能か検討します。

(会長)

他になければ、次に、②雲仙ふるさと景観百選フォトコンテストについて、事務局より説明をお願いします。

— 事務局説明 —

ただいま事務局より説明がありましたが、実施要領（案）や募集チラシ（案）について意見を求めたいと思います。何かございませんでしょうか。

（委員）

実施要領等のペンネームでの応募を可とする点について、過去の応募者は実名で公表していますが、ペンネームにすると公表に相応しくない名前で応募する可能性が考えられるのではないのでしょうか。

（事務局）

ペンネームでの応募を可とすることで、実名公表を避けたいという応募者の気持ちを尊重し、応募数の増加を図りたいと考えています。また、ペンネームでの応募の際には、連絡先等の情報を事務局で把握し、公表に相応しくないペンネームについては指導を行います。

（委員）

作品の応募をしたいが、実名での公表を避けたいという応募者を取り込むことはSDGsの観点からも必要と考えます。

（会長）

それではペンネームでの応募を可とするかについて、多数決をとらせていただきます。賛成または反対のどちらかに挙手をお願いします。

（賛成多数により可決）

（会長）

それでは、募集要領等のペンネームでの応募を可としたいと思います。

（委員）

実施要領等のテーマについて、過去受賞した撮影箇所以外の作品増加を図る意図として「私だけしか知らない雲仙市の景観」というような文言はいかがでしょうか。

（事務局）

承知いたしました。

(委 員)

募集チラシには、応募資格等の基本情報を記載する方が応募者にとって、分かり易いと考えます。

(事務局)

承知いたしました。

(委 員)

募集チラシの募集期間については、始期から終期を明記した方が良いと考えます。また、雲仙市の景観ホームページのQRコードを掲載してはいかがでしょうか。

(事務局)

検討いたします。

(会 長)

それでは今年度の景観百景フォトコンテストの募集チラシの選定について、多数決をとらせていただきます。本年度の募集チラシとして、採用したいものに挙手をお願いします。

(多数決により採用チラシ決定)

(委 員)

昨年度の審議会において、携帯で撮影した写真を応募可としてはどうかという意見がありましたが、市の総合受信のデータ容量に制限があり難しいとのことでした。しかし、紙媒体だけではなく、電子化の方が応募し易く、応募数は増加すると考えます。

(事務局)

応募方法の電子化については、事務局でも現在検討しております。他部署の政策企画課でInstagramを利用したフォトコンテストを実施しており、そちらと情報を共有しながら今後進めていく予定です。なお、高齢の方の応募に配慮しながら従来通り紙媒体での応募も継続していく意向です。

(会 長)

それでは以上で雲仙ふるさと景観百選フォトコンテストの審議を終了致します。次に次第4の「その他」に移りたいと思います。何かご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

(会 長)

他にご意見等ございませんでしょうか。他にないようでしたら、以上で本日予定しておりました会議は、すべて終了いたしました。

議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

【5. 閉会】

(事務局)

中村会長、議事進行、ありがとうございました。

本日は、委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただき、本年度の計画事業につきまして、ご審議いただき、ありがとうございました。

本日、皆様からいただきましたご意見を参考に、本年度事業を実施させていただきますとともに、来年度事業に反映させていただきたいと思いますので、引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程をすべて終了いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

以上